

函館市産業廃棄物搬入規程

(目的)

第1条 この規程は、函館市の七五郎沢廃棄物最終処分場、戸井廃棄物最終処分場、南茅部廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）および日乃出清掃工場（以下「清掃工場」という。）へ搬入される産業廃棄物について、その形状、搬入状況等の指導を行うことにより、処分場および清掃工場の適正管理、運営を図ることを目的とする。

(適用対象)

第2条 この規程は、産業廃棄物を搬入する場合に適用する。ただし、市長が特に認めた産業廃棄物については、この限りでない。

(事前協議)

第3条 産業廃棄物の搬入を行おうとする者（以下「事業者等」という。）は、あらかじめ市長と協議（以下「事前協議」という。）しなければならない。また、協議した事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 前項に掲げる事前協議は、産業廃棄物搬入事前協議書（様式第1号）を処分場または清掃工場へ提出し、処分場または清掃工場より産業廃棄物搬入指示書（様式第2号）および搬入票（様式第3号）を受領し行うものとする。ただし、戸井廃棄物最終処分場に搬入しようとするときは、別に定める様式により事前協議を行うものとする。

(搬入票)

第4条 産業廃棄物を処分場または清掃工場に搬入する場合には、第3条第2項の搬入票を当該施設の受付窓口に提出しなければならない。

(遵守事項)

第5条 事業者等は、次に掲げる事項を遵守するものとする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

- (1) 函館市の区域外から発生する産業廃棄物は、函館市の処分場または清掃工場に搬入しないこと。
- (2) 事前協議中は、産業廃棄物を函館市の処分場または清掃工場に搬入しないこと。

- (3) 産業廃棄物の飛散落下防止のため、シートまたはネットで固定すること。
- (4) 産業廃棄物を過剰に積載して搬入しないこと。
- (5) 産業廃棄物の発生量を抑制し、減量化および再資源化に努めること。
- (6) 焼却可能な産業廃棄物は、できるだけ最終処分を避けるよう努めること。
- (7) 市が処理する産業廃棄物の指定の告示内容を厳守すること。
- (8) 安全確保に十分留意して作業し、係員の指示に速やかに従うこと。
- (9) 戸井廃棄物最終処分場には、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条の規定により交付を受けた自動車検査証に記載されている最大積載量が4,000キログラムを超える自動車による搬入はできないこと。

（搬入拒否）

第6条 事業者等が、この搬入規程に違反した場合には、産業廃棄物の搬入を拒否できるものとする。

附則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

受付番号 _____

(様式第1号)

年 月 日

産業廃棄物（焼却・埋立）搬入事前協議書

住 所
届出者 氏 名
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)
電話番号

次のとおり搬入したいので協議いたします。

なお、「函館市産業廃棄物搬入規程」および関係法令等の規定に違反する行為が確認された場合は、市の指示に従い責任を持って当該産業廃棄物を撤去するほか、市が搬入禁止の措置を行った時は、これに従います。

廃棄物名	焼却処分	<input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> 動植物性残さ	
		<input type="checkbox"/> その他（品目名 _____）	
	埋立処分	（品目名 _____）	
搬入量			
台数			
搬入予定日	年 月 日～ 年 月 日（ 日間）		
排出場所 (排出事業者)	所在地	函館市	町 丁目 番 号
	名 称	（電話 _____）	
その他性状 等の事項			

計 量 票 番 号

焼却処分 函館市日乃出清掃工場
函館市日乃出町26番2号 56-3819

埋立処分 函館市七五郎沢廃棄物最終処分場
函館市東山町150番地1 56-0641

埋立処分 函館市南茅部廃棄物最終処分場
函館市豊崎町209番地1 25-6083

受付番号 _____

(様式第2号)

年 月 日

産業廃棄物（焼却・埋立）搬入指示書

下記のとおり搬入を指示します。

廃棄物名	焼却処分	<input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> 動植物性残さ <input type="checkbox"/> その他（品目名 _____）	
	埋立処分	（品目名 _____）	
搬入量			
台数			
搬入予定日	_____年 _____月 _____日～ _____年 _____月 _____日（ _____日間）		
排出場所 （排出事業者）	所在地	函館市 _____ 町 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号	
	名称	_____（電話 _____）	
その他性状 等の事項			

- 焼却処分 函館市日乃出清掃工場
函館市日乃出町26番2号 (印)
- 埋立処分 函館市七五郎沢廃棄物最終処分場
函館市東山町150番地1 (印)
- 埋立処分 函館市南茅部廃棄物最終処分場
函館市豊崎町209番地1 (印)

(様式第3号)

搬入票

搬入日 _____
搬入業者 _____
車両番号 _____
搬入量 _____

廃棄物名	焼却処分	<input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> 動植物性残さ <input type="checkbox"/> その他 (品目名 _____)
	埋立処分	(品目名 _____)
排出場所 (排出事業者)	所在地	函館市 _____ 町 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号
	名称	(電話 _____)

焼却処分 函館市日乃出清掃工場
函館市日乃出町26番2号 (印)

埋立処分 函館市七五郎沢廃棄物最終処分場
函館市東山町150番地1 (印)

埋立処分 函館市南茅部廃棄物最終処分場
函館市豊崎町209番地1 (印)